

町報

KADOGAWA

かどがわ

特別号

6月19日に夕刊ディリー新聞に掲載された 意見広告「門川町立図書館建設を白紙撤回せよ」 についてお知らせ

門川町長 金丸 親治

門川町立図書館建設計画については、平成13年2月の町広報特別号においてお知らせし、この中で町民の皆様の貴重なご意見ご要望について十分検討し、可能な限り取り入れさせていただきました。おかげさまで図書館として内容も充実した設計が出来たところであります。

この、図書館建設に関する予算は、先般の6月定例町議会において6億5千6百万円が可決され、町民の皆様の「一日でも早く開館してほしい」とのご期待に沿うよう建設を進める所存でありますので、今後とも町民の皆様の深いご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今回、町民の皆様へのお知らせは、去る6月19日に夕刊ディリー新聞に「門川町立図書館建設を白紙撤回せよ」と一部の皆様から意見広告が出されましたので、このことについて、町民の皆様の不安や誤解を解消し、正しいご理解をいただくため、町広報の特別号を発行させていただきました。

ご案内のとおり、町立図書館建設については、多くの町民の皆様のご意見や教育委員会、建設委員会、議会の慎重な審議をいただき議決または同意されているものであり、一部の意見が通らないとのことで議会の議決である町民全体の意思決定について、あくまで意見を押し通そうという姿勢は、憲法の保障する議会制民主主義を否定した行為であるといわざるを得ません。

本町としては、町民の付託に応えるべく議会の意思決定に従い、町長の責務としてゆるぎない姿勢をもって対応して参る所存でありますので、ご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

門川町立図書館は、次のような経緯で計画されました

図書館建設計画

図書館建設計画の着手

町民の意見聴取及び反映

○さらに決定するに当たっては、

①町議会の議決

②教育委員会の議決

③建設委員会においても同意され決定いたしました。

○平成9年3月作成の「第3次門川町長期総合計画」に建設の方針が示されました。

○平成9年10月には教育委員会から町立図書館に関する提言書が提出されました。

○町議会からの一般質問により町立図書館の必要性、建設を促進する質問が出されています。

○町民及び団体からの図書館建設に対する要望書が提出されています。

○平成10年度図書館建設を含め中央公民館の整備についての検討に入りました。

○平成11年7月、正式に建設計画に着手致しました。

○図書館建設計画に伴う委員会等の設置を図り作業を開始しました。

○町議会から的一般質問により町立図書館の必要性、建設を促進する質問が出されています。

○町民及び団体からの図書館建設に対する要望書が提出されています。

○平成10年度図書館建設を含め中央公民館の整備についての検討に入りました。

○平成11年7月、正式に建設計画に着手致しました。

○図書館建設計画に伴う委員会等の設置を図り作業を開始しました。

○町議会から的一般質問により町立図書館の必要性、建設を促進する質問が出されています。

○町民及び団体からの図書館建設に対する要望書が提出されています。

「門川町立図書館建設を白紙撤回せよ」との意見広告に対するご説明

意見広告に対する項目別の審議内容等について真実をお知らせいたします。

を実施します。

マルミヤ跡地交差点
は急勾配、六差路で
非常に危険

・バリアフリー化については
周辺設備とあわせて整備してまいります。

用地買収を町民に秘密にして買収

マルミヤは閉店する意向との情報の中で、議会と協議した時点では、まだ営業しておらず、行政として事業者の営業事情や従業員の動向に配慮し、一時公開しないこととしたものであります、このことをして「秘密にして」と言われているものであります、この

現在までマルミヤ等が営業してきましたが、出入口での事故等は起こつておらず特に危険な場所ではありません。

現在までマルミヤ等が営業してきましたが、出入口での事故等は起こつておらず特に危険な場所ではありません。

マルミヤ跡地交差点
は急勾配、六差路で
非常に危険

・バリアフリー化については
周辺設備とあわせて整備してまいります。

駅前開発は町活性化にとつて重要であるのに町は何故やらないのか

ようなプライバシーは行政として配慮しなければならないこと

その後、本交渉前に議会、教育委員会の議決を経て買収事務を進めています。

マルミヤは閉店する意向との情報の中で、議会と協議した時点では、まだ営業しておらず、行政として事業者の営業事情や従業員の動向に配慮し、一時公開しないこととしたものであります、このことをして「秘密にして」と言われているものであります、この

九州木産跡地の問題について、駅前開発との関連で整理しますと次の点が上げられます。

1、九州木産跡地は、その敷地のほとんどが境界がはつきりしない土地(筆界未定)

2、廃止された工場は、重厚な設備と建物があり、また民家の混在により取壊解体、跡地整理に多額の費用が必要なこと

3、ここに図書館を建設するトすれば、商店街活性化開発等、全体的に検討しなければならない大きな問題があり、単に図書館用地買収のみで足りるというものでないこ

4、駅前商店街の活性化の問題は、いわゆる、まちづくり3法「中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、改訂都市計画法」あるいは、

かどがわー③ー特別号

まちづくり総合支援等の施策によることがあります。

その中心は「中心市街地活性化法」であり、この制度は、地元商店街、地元関係者の活性化に向けての意欲

基本であります。

5、その中で行政目的のない広大な土地を町民の負担により取得することは問題であり、また、債権者の問題、地権者の問題もあり、現実的には全てを解決することは困難な状況であります。

5、その中で行政目的のない広大な土地を町民の負担により取得することは問題であり、また、債権者の問題、地権者の問題もあり、現実的には全てを解決することは困難な状況であります。

図書館建設場所について、教育委員会にもはからず町長が独断で決めた

図書館や用地等の教育財産の取得や予算は、法律では町長の権限であります。

町長は教育に関するどのような財産を取得するか、また、予算を作成するときは教育委員会の意見を聴くことになりますが、この意見は管理する上での意見であり、図書館については制度上次の手続きを行っています。

1、図書館建設の必要性が、

教育委員会から町長へ要請されており、このことから図書館用地であることの目的が明確であること

2、議会議決以前に教育委員会に諮り、教育委員会は原案どおり議決していること

3、町議会に用地取得の議案

を提出し、審議の上議決していること

4、第三者機関の建設委員会に提出し、検討の上同意を得ていること

以上、場所の選定について

は、議会、教育委員会の議決及び建設委員会等の意見同意を得て決定しており、町長の独断で決定したものではありません。

業績があること

■選定した業者については、門川町の指名審査会において慎重に審査しました。

■以上の基準により入札参加者は10社としました。

■落札した業者は一級建築士5名、二級建築士3名等を有し、県内外で豊富な実績のある業者です。

図書館設計の経験がない業者が落札

■設計業者選定については、一定基準を満たした業者を選定しました。

・一級建築士の資格者が5名以上いること

・門川町を中心とした範囲で、本町に指名願いが提出されていること

・図書館設計及びそれに近い

開館してみないとわからない図書館ビジョン

・ビジョンの無い計画はあり得ないことであり、このことは教育委員会からの提言、図書館建設基本構想の中に示しております。

・今後の運営については、図書館運営協議会において定めてまいります。

町民アンケートは何だったのか

- ・アンケートの趣旨は町民の意向調査を目的として実施したものでありその集約したものを作成した図書館建設基本構想を作成しています。
- ・町広報によるアンケートは施設等（設計案）に対する意見聴取を実施したものであり、その意見に対しては設計に反映しています。

図書館建設事業費、約10億円

- ・図書館建設事業費の概要図書館建設総事業費は約8億2千万円であります。その内訳は、用地買収費、設計委託費、建物建設費、備品購入費、その他の経費等

町民の図書館利用状況も調査せず

- ・図書館の規模、蔵書冊数などを決定するには町の人口、また利用状況等を調査研究しなければ決定出来ない事項でありますので門川町においても当然調査しております。



建設委員長のコメント

門川町立図書館建設委員会
委員長 小林作市

6月19日の夕刊デイリー新聞に掲載された意見広告に「なぜ民意を盛り込みます、盛り込ませずなのか」の記述がありました。

この広告には、図書館建設についての事実が述べられておりません。町民の皆様に誤解を与えない為に、図書館建設委員会の設置趣旨及び審議状況についてご報告させて頂きます。

建設委員会の設置趣旨及び構成員

- 建設委員会は、町立図書館建設構想に伴って図書館に関するあらゆる問題を審議検討する組織として設置されました。
- 町内各界各層から35名が選出されております。
構成は、町議会、教育委員、社会教育委員、地区会長、学校長、P.T.A、文化協会、婦人会、福祉協議会、商工会、障害者協議会、老人クラブ、かどがわ大学OB、読書会、司書、いい図書館つくる会、のそれぞれの団体等を代表する者及び行政から助役、収入役、教育長を含め、構成されております。

建設委員会の業務及び審議内容

- 建設委員会は、図書館建設基本構想案並びに基本設計案に対する意見具申及び審議を行います。
- 委員会は図書館建設の基本構想案、基本設計案を中心として審議を重ねましたが、特に問題になったのが建設用地であります。マルミヤ跡地と九州木産跡地について多くの委員から立地条件等の質疑や意見が出され、委員会としての結論は採決によって決めるべきとの意見があり採決の結果賛成多数（賛成27名、反対3名、欠席者5名）で図書館用地は、マルミヤ跡地とする町の方針に同意致しました。
- 基本構想案及び基本設計案についても図書館の果たす役割、町の財政事情、等々あらゆる角度から十二分に審議を重ね（全部で5回）4通りの基本設計案から現在の案に決定することを確認致しております。

以上のような状況でありますので「いい図書館つくる会」と「いい町つくろう会」が言っておりますような「民意が盛り込まれていない」という主張は全く当らないであります。町民の皆様のご理解をお願い致します。